

# 津南町出会いの場創出支援事業実施要領

## 申請受付期間

申請受付期限は2月末日までとします。

申請多数の場合は、予算の範囲内で交付額を決定し、受付の終了については町ホームページお知らせいたします。

## 事業の目的

少子化の要因の一つである未婚化や晩婚化に対する取組として、結婚を望む男女の出会いの場の提供を目的とした交流イベント等を行う団体等に対して事業費の一部を補助します。

## 対象となる団体等

町内に住所のある個人、又は、町内に所在地のある法人、団体等

## 対象となる事業

独身の男性及び女性を対象とした健全な出会いの場を提供する事業であり、原則、次の①～⑥のいずれにも該当する事業とします。

- ① 20歳以上を対象とするもの
- ② 町内で実施するもの
- ③ 参加者を実施する団体等の構成員に限定しないもの。ただし、3つ以上の団体等で構成する実行委員会、業界団体等が、構成員同士の交流を通して出会いの場を提供する場合を除く。
- ④ 参加者を男女各5人以上とし、広く募集するもの
- ⑤ 参加者の過半数を、町内に在住し、又は勤務する者とするもの
- ⑥ 年度内に実施するもの

## 補助対象経費 ※領収書等により支出を確認できるもの

補助金の交付対象となる経費は、当該事業に係る経費に限るものとし、次に掲げるものを除くものとします。

- ① 補助対象事業と直接関係のない補助対象団体等の恒常的な運営経費
- ② 3万円以上の物品代
- ③ 補助金の交付決定前に開催したイベント等に係る経費
- ④ その他町長が社会通念上適切でないとした経費

## 補助金の額 ※補助金は事業実施後に交付

・補助対象経費の合計の1/2以内の額とし、補助金の上限額は、事業の実施回数にかかわらず、1団体等又は1事業につき同一年度で5万円とします。

・補助金の額は、次の①と②の額を比較し、いずれか少ない方の額とし、算出された額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とします。

- ① 補助対象経費の実支出額と補助限度額を比較して少ない方の額
- ② 総事業費から寄附金、その他の収入額(国、県等の補助金等)を控除した額

## その他

補助金の交付を受ける団体等は、出会いの場創出支援事業の支援により当該事業を実施することを周知し、次の①～③のうち1つ以上の広報活動を行うものとします。

- ① 津南町公式ホームページへの事業掲載
- ② 津南町広報紙への事業掲載
- ③ 津南町役場、その他の公共施設へのチラシ・ポスター等の配置・掲示

## 申請方法

補助金交付申請書に関係書類を添え（各1部）、下記の提出先へ郵送又は持参してください。提出書類は、本ホームページや下記窓口で配布します。

【提出先】〒949-8292 津南町大字下船渡戊585

津南町総務課企画財政班（本庁舎2階14番窓口）